D　スプリンクラー設備（規則第13条に定める区画の形成等）

【願出理由】

本対象物は消防同意時にスプリンクラー設備の設置を条件づけられましたが、10階以下の階を消防法施行規則第１３条第２項の規定に適合するよう、別紙施工概要及び別添図書の通りにしますので、スプリンクラー設備の除外をしていただきますよう願出ます。

【施工概要】

1. 主要構造部を耐火構造とします。
2. １０階以下の階は無窓階以外の階といたします。
3. １０階以下の階は耐火構造の壁及び床で区画し、次の通りとします。

⑴壁及び天井の室内に面する部分(廻縁、窓台その他これらに類する部分を除く)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては、準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料で施工します。

⑵区画する壁及び床の開口部の面積の合計は８㎡以下歳、かつ一の開口部の面積の合計を４㎡以下とします。

1. ３の区画面積は１０階以下の階にあっては２００㎡以下とします。
2. ３の区画を貫通する配管・ダクトなどは、別添え図書の通り施工します。
3. 用途は消防法施行令別表１(５)項イ 民泊として使用します。